

介護老人保健施設ケアリングよしかわ

介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団心明会が開設する介護老人保健施設ケアリングよしかわ(以下「当施設」という。)において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、地域包括支援センター等の作成する介護予防サービス・支援計画表に基づいたサービスを提供し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防サービス・支援計画表に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ケアリングよしかわ
- (2) 開設年月日 平成14年11月1日
- (3) 所在地 埼玉県吉川市八子新田529
- (4) 電話番号 048-983-7711 FAX 番号 048-983-7722
- (5) 管理者名 高山 公吉
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1156480016号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

①	管理者(医師)	1人
②	看護・介護職員	4人以上
③	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1人以上
④	支援相談員	1人以上
⑤	管理栄養士	1人以上
⑥	事務職員・用務員等	2人以上

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員・介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護・介助及び援助を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーション実施計画書を作成するとともに必要なリハビリテーションを提供する。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 事務職員等は、運営上必要な事務、設備の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(指定休日を除く)
(指定休日は、5月3日～5日・8月13日～15日・12月30日～1月3日とする)
- (2) 営業日の午前8時30分から午後17時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の通所リハビリテーションの定員数(40人)より実利用者数を差し引いた数とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

- 第9条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助・食事の提供・居宅及び施設間の送迎を実施する。
 - 3 運動器機能向上加算
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置し、利用開始時に利用者の運動器の機能を把握し、医師、理学療法士等、看護・介護職員が共同で運動器機能向上

計画を作成し、医師等の指示のもと運動器機能向上サービスを行い、進捗状況を定期的に評価する。

4 栄養改善加算

管理栄養士を1名以上配置し、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し医師等が共同して摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行って、進捗状況を定期的に評価する。

5 口腔機能改善加算

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、利用開始時に利用者の口腔機能を把握し、医師、言語聴覚士等、看護・介護職員が共同で口腔機能改善管理指導計画を作成し、医師等の指示のもと口腔機能向上サービスを行い、進捗状況を定期的に評価する。

6 若年性認知症患者利用者受入加算

若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた通所リハビリテーションを提供する。

7 リハビリテーションマネジメント加算

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、その計画に従い利用者の状態を定期的に記録し、評価・見直しをする。

8 生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活行為の向上を図るための目標・当該目標を踏まえたリハビリの実施計画を作成・実践し、能力の向上を支援する。

9 栄養スクリーニング加算

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

吉川市、松伏町、三郷市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、平日 祝日 10:00~19:30、日曜日 5月3日~5月5日 12月30日~翌年1月3日 10:00~17:00とし、面会者は必ず受付にて面会簿に所定事項を記入する。

- ・ 施設内は禁煙とし、飲酒は厳禁とする。
- ・ ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、当施設の通所時必需品項目以外は許可が必要とする。
- ・ 金銭・貴重品を持ち込んだ時は自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の被害の責を負わない。
- ・ 当施設では、吉川中央総合病院と宮崎歯科を協力病院として、利用者の状態が急変した場合は迅速な対応をとる。
- ・ 多くの利用者に安心して療養生活を送っていただくため、利用者の営利活動・宗教の勧誘・特定の政治活動等を禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 利用者の責めに帰すべき事由によって当施設が被害を被った場合は、利用者及び身元引受人に連帯してその損害の賠償を請求する。

（非常災害対策）

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者並びに火元責任者を置く。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他、別に定める当施設防災規程に従う。

（職員の服務規律）

第 14 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 15 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団心明会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、医療法人社団心明会の就業規則により対処する。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団心明会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

平成 20 年 9 月 1 日 一部修正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 9 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 11 月 1 日改正